福岡県の新型コロナウイルス感染拡大にかかる 緊急事態措置に伴う従業員への配慮について

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が4月7日に発令され、保育所等の利用については、感染拡大防止のため登園自粛の要請をしているところです。

また4月13日、県から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための 緊急事態措置が発表されました。

それを受けて本市で保育所・認定こども園等の保育の提供を縮小し、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方など、どうしても家庭での保育が困難な方のみお預かりすることといたしました。

事業者の皆様におかれましては、緊急事態宣言期間中の従業員の方の在宅勤務、休暇取得等について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

保育所・認定こども園等は複数の大人が出入りし、子ども同士が密集しやすい場所です。感染の拡大を防ぐことだけでなく、在宅勤務等の促進は従業員のお子様の生命と健康を守ることにもつながります。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、爆発的な感染拡大 を防ぎ、社会機能を維持していくために何卒ご協力をお願いいたします。

□縮小実施期間 令和2年4月17日から5月6日まで

令和2年4月14日 宗像市長 伊豆 美沙子